

教育委員会第2回定例会会議録

- 日 時 令和8年2月10日(火) 午前10時
- 会 場 佐久市役所 南棟大会議室
- 出 席 教 育 長 神 津 長 生
- 出 席 委 員 (4名)
 - 教 育 委 員 神 津 利 信
 - 教 育 委 員 小 林 尚 美
 - 教 育 委 員 宇都宮 通 孝
 - 教 育 委 員 松 井 聖
- 説明のため出席した者
 - 学校教育部長 平 林 照 義
 - 社会教育部長 春 山 也 寸志
 - 主幹指導主事 小 林 司
 - 教育施設課長 草 間 輝 明
 - 学校給食課長 小 林 清 彦
 - 生涯学習課長 木 下 透
 - 文化振興課長 日 向 雅 樹
 - スポーツ課長 井 出 浩 壮
 - 中央図書館事務長 比田井 清 美
 - 近代美術館事務長 篠 原 はづき
 - 文化振興課企画幹 武 田 佐知子
 - 学校教育課長補佐 油 井 貴 樹
- 職務のため出席した者
 - 学校教育課学務係長 井 出 陽 揮
 - 生涯学習課課長補佐 玉 置 めぐみ
 - 学校教育課総務係 岩 崎 淳 平
- 傍聴 なし
- 会議の成立 教育長及び4名の教育委員の出席(過半数)

○ 教育長招集あいさつ

○ 委員会諸般報告 別紙資料を確認いただくことで承認

(1) 付議事項

議案第2号 佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第3号 佐久市スポーツ協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第4号 佐久市スポーツ合宿促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

(2) 協議事項

ア 佐久市教育支援センター条例の制定について

イ 佐久市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

ウ 佐久市歴史の里条例の一部を改正する条例の制定について

エ 佐久市立近代美術館条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 報告事項

ア 教育委員協議会開催報告について

イ その他報告事項

(4) その他連絡事項等

ア その他

神津教育長 事務局 それでは、最初に事務局から議事日程を報告してください。
 議事日程について説明
 神津教育長 事務局 次に、事務局から諸般報告をお願いします。
 事務局 諸般報告について説明
 神津教育長 次に議案第2号の審議に入ります。事務局より説明してください。

学校教育課長 神津教育長 宇都宮委員 学校教育課長

一議案説明一 以下、省略
 ご質問等いかがでしょうか。
 遠距離通学費とは、どのような方が対象になるのでしょうか。
 具体的には、路線バスやスクールバスなどを利用したり、自転車を用いて遠距離通学を行っている子どもたちに対して出す補助でありまして、交通機関により通学する場合は、小学校にあつては片道4キロメートル以上、中学校にあつては片道6キロメートル以上の児童生徒、自転車により通学する場合は片道4キロメートル以上の中学生を対象としています。
 また、補助の内容としましては、路線バスの定期券の交付やヘルメット購入費用として1,000円を補助することとしています。

神津教育長 ほかにいかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第2号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし
 神津教育長 それでは、議案第2号について、原案どおり承認とします。
 次に、議案第3号の審議に入ります。事務局より説明してください。

スポーツ課長 神津教育長

一議案説明一 以下、省略
 ご質問等いかがでしょうか。質問等ないようですので、議案第3号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし
 神津教育長 それでは、議案第3号について、原案どおり承認とします。
 次に、議案第4号の審議に入ります。事務局より説明してください。

スポーツ課長 神津教育長

一議案説明一 以下、省略
 第4条に係る部分について確認ですが、補助の金額は500円に宿泊人数を乗じて得た額とありますが、佐久のスポーツ合宿施設に泊まれる人数は何人ですか？

スポーツ課長 宿泊人数につきましては、108名となっております。

- 神津教育長 ほかにいかがでしょうか。質問等ないようですので、議案第4号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし
- 神津教育長 それでは、議案第4号について、原案どおり承認とします。
次に、(2)協議事項に入ります。はじめに、ア「佐久市教育支援センター条例の制定について」、事務局より説明してください。
- 学校教育課長 —資料説明— 以下、省略
- 神津教育長 何かご意見等ございますか。
- 松井委員 資料17ページの条例第6条の中で、不登校児童生徒等とありますが、小学生が児童、中学生が生徒であるということは分かりますが、「等」には、どのようなものが含まれているのでしょうか。
- 学校教育課長 この「等」につきましては、不登校児童生徒に加えて、「不登校傾向にある児童生徒」というところも含めてございます。
- 小林委員 ということは、高校生は含まないということでしょうか。
- 学校教育課長 高校生は含まないということです。ただし、今までの流れでいけば、通所するというよりも、先生方への近況報告をされるなどの形で、お越しいただくパターンがあったものと認識しております。
- 松井委員 中学校を卒業したら利用することができない運用ではなく、引き続き高校生でも利用できるようになることを期待しています。
- 学校教育課長 その点につきましては、福祉的な政策の中に守備範囲が変わってくる部分もあろうかと思いますが、実態を見極める中で、条例第6条第2号の部分で対象とすることができるかも含め、検討してまいりたいと思います。
- 小林委員 不登校とまではなっていないものの、何らかの不適応を抱えている児童生徒あるいはその保護者の相談も可能であるという判断でよろしいでしょうか。
- 学校教育課長 はい、可能でございます。
- 神津教育長 ほかにご意見等ございますか。よろしければ、条例の制定に向けた事務を進めてください。続いて、イ「佐久市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、事務局より説明してください。
- 生涯学習課長 —資料説明— 以下、省略

- 神津教育長 何かご意見等ございますか。
- 松井委員 概念整理として確認ですが、上位の地域、中位の地区、下位の区で言えば、浅間地域の岩村田地区の荒宿区といったイメージで問題ありませんか。
- 生涯学習課長 問題ありません。
- 松井委員 となると浅間会館や野沢会館というのは、どういう位置づけなのでしょうか。
- 生涯学習課長 浅間会館というのは、市民会館という位置づけでございまして、その市民会館という建物の中に、機能としての公民館というのが実質的な位置づけとなっており、生涯学習センターという建屋の中に、野沢公民館という公民館組織が入っております。一方で、この公民館（野沢公民館や浅科公民館）を総称して地区館と言っており、今回は、この地区館を地域館に改めようとしているものでございまして、これは、建屋そのものを指しているというよりは、公民館という組織をさしているものとなります。
- 神津教育長 ほかにご意見等ございますか。よろしければ、条例の制定に向けた事務を進めてください。続いて、ウ「佐久市歴史の里条例の一部を改正する条例の制定について」、事務局より説明してください。
- 文化振興課企画幹 一資料説明一 以下、省略
- 神津教育長 何かご意見等ございますか。
- 神津職務代理者 佐久市歴史の里五稜郭であいの館について、観光課から文化振興課へ所管が移ることに伴い、事業内容の変更があるのかどうか教えてください。
- 文化振興課企画幹 事業内容につきましては、ほとんど変わりはありません。
- 神津職務代理者 そうしますと、なぜ観光課から文化振興課へ所管が移るのかについての具体的な理由が分からないため、教えていただけますでしょうか。
- 社会教育部長 当該施設は、旧臼田町が国の補助金をいただいて観光施設として建設されました。しかし4月からは、国史跡「龍岡城五稜郭」に関する展示やガイダンスセンターとしての機能が強化されます。このように、実態として観光施設以上に教育的側面が強い施設になることから、この度、教育部門へ所管を移管するものでございます。
- 神津教育長 ほかにご意見等ございますか。よろしければ、条例の制定に

向けた事務を進めてください。続いて、エ「佐久市立近代美術館条例の一部を改正する条例の制定について」、事務局より説明してください。

近代美術館事務長 一資料説明一 以下、省略

神津教育長 何かご意見等ございますか。よろしければ、条例の制定に向けた事務を進めてください。次に、(3)の報告事項に入ります。最初に、ア「教育委員協議会開催報告について」、説明をお願いします。

学校教育部長 教育委員協議会の開催についてご報告申し上げます。それでは、1月28日に開催しました教育委員協議会の報告を申し上げます。はじめに、協議事項として小中学校卒業式及び入学式における「教育員会のことば」について協議いたしました。

事務局報告として、学校に係る活躍、問題について報告がありました。

神津教育長 何かご意見等ございますか。よろしければ、イ「その他報告事項」ですが、何か報告事項がありましたらお願いします。それでは、報告事項までおわりましたので、次に(3)の「その他連絡事項」に入ります。最初に、ア「その他」ですが、何か連絡事項がありましたらお願いします。

なければ、次回の予定を事務局からお願いします。

学校教育課長 次回定例会は、3月26日木曜日 午前10時から、市役所南棟大会議室で開催いたします。

神津教育長 これで、本日の定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

終了時刻 午前11時00分

佐久市教育委員会会議規則（平成 17 年教育委員会規則第 2 号）第 21 条の規定により署名する。

教育長.....

教育長職務代理者.....

教育委員.....

教育委員.....

教育委員.....